

児童クラブの災害時における対応について

気象庁の新たな防災気象情報の運用が開始されたことに伴い、「児童クラブの災害時における対応について」の改訂を行います。

平日(学校のある日)は、学校に準じます。学校休業日、学校代休日 土曜日は、下記のとおりです。

1 暴風(雪)警報が発表された場合

- (1) 児童クラブに登所前に、暴風(雪)警報が発表されている場合
 - ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおり児童クラブを実施します。
 - イ 午前6時30分を過ぎて午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経ってから児童クラブを実施します。
 - ウ 午前11時以降警報が継続している場合は、児童クラブを休止します。
- (2) 児童が児童クラブに登所後に、暴風(雪)警報が発表された場合
児童クラブを休止します。保護者には、『緊急メール配信』等により連絡をします。
すみやかに児童の引取りをお願いします。
備考：北名古屋市の警報に関する情報は市や気象庁のホームページやNHKのデータ放送でご覧になれます。

2 「警戒レベル4」以上の防災気象情報(河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮)が発表された場合

または災害(浸水・倒壊・火災等)が発生した場合【令和8年6月改訂】

- (1) 登所前「警戒レベル4」以上の防災気象情報が発表された場合又は災害が発生した場合
 - ア 「警戒レベル4」以上の防災気象情報が発表された場合臨時休止とします。
 - イ 状況により、臨時休止又は一時待機、危険個所回避、利用時刻の変更等の必要な措置を講じます。
- (2) 登所後に「警戒レベル4」以上の防災気象情報が発表された場合又は災害が発生した場合
『緊急メール配信』等にて連絡します。児童の引き取りをお願いします。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

3 「警報級の可能性」（暴風）が発表された場合

- (1) 暴風に関わる「警報級の可能性」が「高」の確度を付して発表されている場合
臨時休止実施の有無を、前日までに緊急配信メール等により連絡いたします。

4 特別警報が発表された場合

- (1) 登所前に特別警報が発表されている場合
ア 登所を見合わせてください。
イ 特別警報解除後も、災害の状況及び気象・道路の状況等で危険な場合は登所を見合わせてください。
- (2) 登所後に特別警報が発表された場合
児童クラブを休止し、児童の生命・安全を守る最善の対応として、次の方法を取ります。①児童クラブに一時待機 ②外部の避難場所へ移動 ③保護者による引き取り。保護者には、『緊急メール配信』等により連絡をします。

参考：特別警報

- 1 特別警報の発表基準
 - ・数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。
 - ・「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置づけられる。ただし、「〇〇特別警報」として改めて発表はされない。
- 2 特別警報発表時の対応原則
“ただちに命を守る行動をとる！”

5 震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 児童が登所前の場合
自宅ないし指定避難場所に待機し、児童クラブから『緊急メール配信』等により連絡があるまで、登所させないでください。
- (2) 児童が登所後の場合
直ちに児童クラブを臨時休止します。保護者には、『緊急メール配信』等により連絡をします。すみやかに児童クラブへ児童の引き取りをお願いします。

6 「南海トラフ地震に関する臨時情報」が発表された場合

情報の種類	活 動
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	原則通常の活動
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	原則通常の活動
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	原則通常の活動 (状況により中止または臨時休止の場合あり)
南海トラフ地震臨時情報(調査終了)	原則通常の活動

7 「熱中症特別警戒情報(アラート)」が発表された場合

通常通り児童クラブを行います。

8 その他

- (1) 臨時休止等があった場合児童クラブの再開は、災害対策本部の指示に基づき行います。児童クラブからの連絡をお待ちください。
- (2) 警報等が発令されていなくても、暴風・大雨等異常気象により児童の安全確保が困難が予想される場合は、保護者へ連絡し、お迎えをお願いする場合があります。
- (3) 災害情報の確認
・市役所のホームページで、災害時の情報が確認できます。また、市役所ホームページから「北名古屋市Sアラート」のアプリをダウンロードすると市の緊急情報を自動的に受信できます。
- (4) 新川流域については、避難行動をうながす河川氾濫情報が発表されます。